

申請書の概要

本年4月30日に、カリ電解工業会(以下「申請者」という。(注1))から提出された大韓民国(以下「韓国」という。)産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)申請者は、本邦で塩化カリウムの電解事業を行う企業が加盟する業界団体であり、加盟企業の炭酸カリウムの生産量の合計は、本邦生産量の100%を占める。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

なお、算出されたダンピングマージン率(注3)は、10~40%までの間である。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)ダンピングマージン率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) 韓国産炭酸カリウムの輸入量は、2017年の4,918トンから2019年には5,293トンに増加しており、国内需要量に占める市場占拠率を拡大した。

(2) 韓国産炭酸カリウムの国内販売価格は、国産品の国内販売価格を常に下回り続け、その結果、申請者の加盟企業は、国内販売価格の引下げを余儀なくされ、又は十分な引上げを妨げられた。

(3) 上記(1)及び(2)から、申請者の加盟企業の利潤は著しく悪化するなど、不当廉売された貨物の輸入により、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、韓国産炭酸カリウムに対して不当廉売関税の課税を求める。